

天理市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第7号

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「37,680円」を「40,680円」に改め、同項第2号及び第3号中「56,520円」を「60,960円」に改め、同項第4号中「67,920円」を「73,200円」に改め、同項第5号中「75,360円」を「81,240円」に改め、同項第6号中「90,480円」を「97,560円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「98,040円」を「105,720円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「113,040円」を「121,920円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「128,160円」を「138,120円」に改め、同項第10号中「135,720円」を「146,280円」に改め、同項第11号中「143,280円」を「154,440円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「22,680円」を「24,480円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「22,680円」を「24,480円」に、「37,680円」を「40,680円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「22,680円」を「24,480円」に、「52,800円」を「56,880円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規

定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第2条及び附則第8条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。